

## 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき惠泉女学園大学(以下「本学」という)における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱います。

### 最高管理責任者

職名 学長

責任と権限 本学全体を総括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負います。総括管理責任者および部局責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮します。さらに、自ら不正防止計画の進捗管理に努め、不正防止計画の実施に率先して対応します。

### 統括管理責任者

職名 大学事務局長

責任と権限 最高管理責任者を補佐し、本学競争的資金等の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を負います。

### 部局責任者

職名 教育研究支援センター長

責任と権限 本学の公的研究費等の運営・管理についての責任と権限を持ちます。

研究者の責務 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、誠実に研究費を執行するとともに成果を公開します。

事務の責務 総括管理責任者の指揮・監督のもと、公的研究費等の運営・管理は教育研究支援センター教育研究支援室が学園規程および関係法令等に従い処理するとともに物品検収を行います。また、公的研究費等の応募・交付申請等の諸手続きについては教育研究支援センター教育研究支援室が担当します。

### 相談および通報(告発)窓口

相談および通報(告発)窓口をつぎのとおり設置します。

#### 本学の相談および通報(告発)窓口

教育研究支援センター 〒206-8586

東京都多摩市南野 2-10-1

電話 042-376-8339(直通) FAX 042-376-8218

e-mail shien@keisen.ac.jp

#### 学校法人の通報(告発)窓口

学校法人 惠泉女学園 内部監査室

〒156-0055

東京都世田谷区船橋 5-8-1

電話 03-3303-2111(ex.118) FAX 03-3303-2323